

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課) 一

ページ

規 則

宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則。

令和六年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十八号

宮城県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県税条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第五十四条の五第一号中「第十二条の二の七第一号」を「第十二条の二の七第一項第一号」に改め、

同条第二号中「第十二条の二の七第二号」を「第十二条の二の七第一項第二号」に改め、同条第三号

中「第十二条の二の七第四号」を「第十二条の二の七第一項第四号」に、「第十条の二の二第四項」

を「第十二条の二の二第五項」に改め、「農用地整備公団その他」を削る。

様式第五号(その一)(表)、様式第五号(その二)、様式第五号(その三)(表)、様式第五号(そ

の五)(表)及び様式第五号(その七)(表)中「コンピュータ・システム」を「取扱期限」に、

「(注意) 金額を訂正した場合、コンピュータ・システムでは納付できません。」を

「(注意) 金額を訂正した場合、コンピュータ・システムでは納付できません。」に改め、

(郵便局/金融機関/CVS本部/宮城県保管)

「(郵便局/金融機関

CVS本部/宮城県保管)」を削る。

様式第五号の二(その一)(表)及び様式第五号の二(その二)(表)中

「コンピュータ・システム」を「取扱期限」に、

「(注意) 金額を訂正した場合、コンピュータ・システムでは納付できません。」を

「(注意) 金額を訂正した場合、コンピュータ・システムでは納付できません。」に改め、

(郵便局/金融機関/CVS本部/宮城県保管)

「(郵便局/金融機関

CVS本部/宮城県保管)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の宮城県税条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の宮城県税条例施行規則の規定によるものとみなす。